

## 中央公園(広島城区域に限る。)における使用料減免の取扱いについて

広島城アソシエイツ

公園を競技会、展示会等(以下、「イベント等」という。)に使用する場合の減免の取り扱いについて、原則として次のとおりとする。

広島市公園条例規則第10条第1号に規定する、

「公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用するとき。」の適用について。

	項 目		説 明
1	公の団体とは	公共団体	地方公共団体及びそれ以外の公法人(例：土地改良区、水害予防組合等)
		公共的団体	公共的な活動を営む者(例：農業協同組合、消費生活協同組合等)
	営利を目的としない団体とは		公の団体以外の団体で、営利を目的としない団体(例：公益法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、実行委員会、自治会等)
2	公益上の目的のためには	イベント等全体について	「公益」とは、広く一般の利益をいい、その判断については次の点に留意し、個々具体的に判断する。 ⇒公園を使用して行われる、イベント等により利益が生じないことを原則とし、仮に利益が生じる場合は、今後、継続して行われる当該イベント事業に繰り越すか他の公益事業等に使われるものであること。
		【注意1】イベント等の一部にフリーマーケットをする場合	イベント等の賑わいの創出等のために行われるフリーマーケットは、家庭の不用品等をゴミとして廃棄せず、リサイクルして使うことで資源の有効利用を図ることを主目的とし、また、出品者も物販販売を業としてないことから、(金銭の授受はあるものの)営利が目的でなく、公益性があると判断する。 ただし、次の全ての事項が確認できないものは、次に述べた判断ができないことから、使用料を免除しない。 ⇒① 家庭にある不用品など、リサイクルの目的に合致する物品等を扱うものであること。(新品や高価なもの、同時の価格をもつ稀少なもので販売価格が著しく高価なものは、販売品としない。) ② 物品販売を業とする者等専ら営利を目的とした物品販売の出店がないこと。
		【注意2】イベント等の一部に出店等をする場合	イベント等の賑わいの創出やイベント等の来場者の便益を図る目的から出される出店等は、その出店方法によっては営利が目的でないとはいえないものがあることから、次の出店方法の場合は、使用料を免除しない。 ⇒ 売上を、イベント等の主催者でなくその出店者自身の収入とする場合。ただし、委託等の出店形式で、売上を出店者自身の収入とするもの、利益が上がった場合は、その利益を主催者側に還元する場合及び公益事業に使用する場合は除く。(主催者側が、出店料、会費などイベント開催に当たって費用を出店者から徴取しているかどうかを問わない。)
3	添付資料	申請時	① 団体の規約(実行委員会の場合) ② 団体の構成員名簿(実行委員会の場合) ③ 催しの概要(国、県、市等の公園が判るよう) ④ 収支予算書(事後において収支決算書も必要) ア 収入に関して 協力金、出店料、会費、売上 等 イ 支出に関して 事務局人件費、仕入れ、委託料、設置材料費 等 ウ 収益に関して 収益の使途の説明 ⑤ フリーマーケット・出店等の出店者名簿 ⑥ フリーマーケット・出店等の販売品目(可能であれば販売価格についても)一覧 ⑦ フリーマーケット・出店等の出店条件

※ 自治会、町内会などが主催し地元利益を還元するイベントの場合は、今までどおり減免扱いとする。